

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る当該年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成28年2月5日

世田谷区

1 業務概要

(1) 契約予定件名

(仮称)世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン策定支援業務委託

(2) 業務内容

世田谷区では、今後の区の幼児教育のあり方などを内容とする(仮称)「世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン」(以下「ビジョン」という。)を策定します。ビジョンには、世田谷区における就学前の幼児教育のあり方や方向性、また、そのあり方や方向性を踏まえた施策などを内容とするもので、策定にあたっては、子ども・子育てに関する区民意識や各種調査・報告・先行事例等、また、諸外国や国の動向、他自治体の先進的な事例等の情報収集・整理・分析など専門的見地から、ビジョンの策定を支援する業務の委託を行うものです。

1) 平成28年度業務

ビジョン策定の基礎データとなる各種調査の内容の検討、調査の実施、調査結果の分析及び報告

ビジョン策定に向け、関連資料や1) の調査結果などをもとに、世田谷区における幼児教育の現状把握や課題等の抽出

国・都・先進自治体の動向や諸外国の幼児教育施策等の整理・分析

世田谷区の特性にあった幼児教育のあり方の論点抽出

ビジョン策定に関する関連会議で使用する資料の作成及び運営支援、会議録等の作成

パブリックコメントの実施に係る資料の作成

ビジョン原案作成に関する支援

2) 平成29年度業務

1) のうち、第4回世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン策定委員会(以下「委員会」という。)の会議録等の作成

パブリックコメントの意見の集計・分析

委員会等での議論等を踏まえた最終的なビジョン案の策定支援

(3) 履行期間

ビジョン策定業務の期間を平成28年度(平成28年4月中旬~平成29年3月31日)、平成29年度(平成29年4月1日~平成29年5月31日)を想定して、業務を委託し、本プロポーザルを実施するものである。

契約は、毎年3月31日までの会計年度を単位とし、履行に不備が無く、受託事業者にコンプライアンスに反する事項など継続して業務を委託し難い状況が無い限り、随意契約により、引き続いて業務を委託することを予定する。

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと
- (5) 過去に類似の行政計画策定支援業務を受託した実績があること

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 実施体制（配置人材、業務責任者等の経験や資格、区との連絡体制等）
- (2) 本件に類似する事業の実績
- (3) 世田谷区の子どもや教育に関する条例・計画・方針等および国の子ども・子育て支援新制度や幼児教育の取組み等の理解度および課題認識等
- (4) ビジョン策定に関する情報収集・調査研究能力、業務履行の信頼度
- (5) 見積もり金額の妥当性
- (6) ヒアリングでの説明内容の明確性、的確性

5 選定方法

事業者の選定は、評価基準に基づき選定委員会にて審査し選定する。

6 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目2-1番27号
(世田谷区役所第2庁舎3階 30番窓口)
世田谷区教育委員会事務局学務課幼稚園担当
電話：03-5432-2717 ファクシミリ：03-5432-3029
E-mail：SEA02046@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成28年2月5日（金）午前9時から

平成28年2月22日（月）午後5時まで

場所：世田谷区ホームページでの閲覧

方法：区ホームページからのダウンロードによる

([世田谷区トップページ](#) [こんな時には](#) [事業者向け](#) [お知らせ](#))

(3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

期限：平成28年2月22日(月)午後5時まで必着

場所：上記(1)担当部課に同じ

方法：持参又は郵送(締切日必着。書留郵便に限る。)とする。

ただし、郵送の未着事故の責は負いません。

(4) 質問書の提出期限及び方法

期限：平成28年2月29日(月)午後5時まで

方法：上記(1)担当部課あて電子メール又はファクシミリ送信による

(5) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

期限：平成28年3月15日(火)午後5時まで必着

場所：上記(1)担当部課に同じ

方法：持参又は郵送(締切日必着。書留郵便に限る。)

ただし、郵送の未着事故の責は負いません。

7 その他

(1) 提案にあたっては、世田谷区ホームページのトップページ > 暮らしのガイド > 子ども・教育 > 子どもに関する条例・計画・方針等 に掲載の「世田谷区子ども計画(第2期)(平成27年度～平成36年度)」「第2次世田谷区教育ビジョン・第1期行動計画を策定しました」等を参考にすること。

(2) 本件は、当該年度予算の配当を条件として契約する。

(3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約保証金 免除

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方(受託者)との随意契約により締結する予定の有無

「無」

(7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(8) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。

(9) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(10) 詳細は説明書による。